明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○住宅・土地統計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務二二七）　一

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
日本放送協会入札、厚生年金基金変更関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達、押収物還付関係　四
会社その他
会社決算公告　五

告示

○総務省告示第二百二十七号

住宅・土地統計調査規則（昭和五十七年総理府令第四十一号）第六条第一項の規定に基づき、調査票の様式を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、住宅・土地統計調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（平成二十年総務省告示第二百五十二号）は廃止する。

平成二十五年五月二十一日

総務大臣　新藤　義孝